

2026年度 日本レスリング協会会員 誓約書

公益財団法人 日本レスリング協会 会長 富山 英明 殿

私は日本レスリング協会(JWF)の会員に登録するにあたり、日本のレスリングに関わる1人として、レスリングを通じてスポーツの価値を高め、社会に貢献し、また社会からの信用を受けられることを目指し、責任をもって次の事項に遵守することを誓約すると共に同意します。

1. 法令等を遵守するだけでなく、社会規範や道徳を尊重します。
2. アンチ・ドーピングに関する知識を深め、禁止物質を使用したり使用させたりすることは決して行いません。
3. 違法薬物の譲受や譲渡、所持、使用は決して行いません。また飲酒による問題行動及び未成年者への飲酒・喫煙を行わず、それらを排除するよう行動します。
4. 暴力的行為、言葉による攻撃、からかい、侮辱などハラスメントとなる言動は行わず、また見逃しません。
5. 人権、多様性、異なる価値観を尊重し、いかなる場合においても差別的言動、人権やプライバシーを侵害するようないじめ、嫌がらせなどは決して行いません。
6. レスリング活動を通じて知り得た個人情報や非公開情報は、厳重に取り扱います。
7. いかなる理由でも、試合の八百長は行わず、また他者に持ち掛けることもしません。
8. 違法な賭博を行わず、他者に参加をもちかけることもしません。
9. 反社会的勢力とその関連団体とは一切の関係を持ちません。
10. 以下の内容に承諾します。(競技者規定より要約)
 - ① JWF、日本スポーツ協会、JOCが禁止した競技会等に参加しません。
 - ② JWFは、その目的の範囲内であれば肖像権を無償で使用することができる、また肖像権を利用して商品化する際は競技者の許可を得るものとする。
 - ③ JWFのスポンサー以外の広告宣伝媒体に出演する際、また氏名、競技写真、競技実績を広告に使用する際は、JWFの承認を得ること。
 - ④ 海外で開催されるレスリング関連の合宿や会議等に個人やJWF以外の団体の一員として参加する際は、事前にJWFに届出書を提出すること。
 - ⑤ UWW公認の海外の競技会・大会に個人やJWF以外の団体の一員として参加する際は、事前にJWFに承認書を提出し、承認を得ること。
 - ⑥ JWF主催の競技会で、JWFの許可なしに商行為を行わないこと。
 - ⑦ JWF主催の大会、練習を含む公式イベントでスポンサーから提供を受けている用品、用具がある場合は、その提供品以外のものを着用、使用してメディアに出演しないこと。また協会から派遣されていないイベントに公式ウェアを着用して参加しないこと。

以上